

記入例 (本人が請求する場合)

住民票コード変更請求書

(宛先) 狭山市長

※太枠内を記入してください。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

変更前 住民票コード	○	△	□	○	△	○	○	×	△	×	○
変更請求者	住所	狭山市 入間川1丁目23番5号									
	氏名	狭山良夫									狭山
法定代理人	住所										
	氏名	Ⓜ									
連絡先	〇〇 (〇〇〇〇) 〇〇〇〇										

申請者 確認書類	1. 免許証 2. 保険証 3. その他 () 4. 照会書 (発送: 令和 年 月 日)
-------------	---

回答書持参日	令和 年 月 日
--------	----------

カード回収状況	<input type="checkbox"/> 回収 <input type="checkbox"/> 未回収
---------	--

※裏面の注意事項をお読みください。

受付	CS入力

(注意事項)

1. 住民票コードの変更は、無作為に抽出するため、ご希望の番号を選択することはできません。
2. 住民票コードの変更請求は、本人のみ行うことができます。ただし、変更請求者が15歳未満もしくは成年被後見人の場合は、法定代理人が行ってください。
3. 法定代理人による請求の場合、戸籍謄本等の提示により、その資格を確認させていただきます。(※法定代理人の本籍地が狭山市の場合は提示する必要はありません。)
4. この請求書は必ず変更請求者又は法定代理人が記入してください。
5. 住民基本台帳カードを交付されている方が、住民票コードの変更を行うとカードが失効されます。速やかに、返納してください。また、改めて住民基本台帳カードが必要な方は、再度、カードの交付申請をしてください。

記入例 (法定代理人が請求する場合)

住民票コード変更請求書

(宛先) 狭山市長

※太枠内を記入してください。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

変更前 住民票コード	○	△	□	○	△	○	○	×	△	×	○
変更請求者	住所	狭山市 入間川1丁目23番5号									
	氏名	狭山花子 (花子)									
法定代理人	住所	狭山市入間川1丁目23番5号									
	氏名	狭山良夫 (良夫)									
連絡先	〇〇 (〇〇〇〇) 〇〇〇〇										

申請者 確認書類	1. 免許証 2. 保険証 3. その他 () 4. 照会書 (発送: 令和 年 月 日)
-------------	---

回答書持参日	令和 年 月 日
--------	----------

カード回収状況	<input type="checkbox"/> 回収 <input type="checkbox"/> 未回収
---------	--

※裏面の注意事項をお読みください。

受付	CS入力

(注意事項)

1. 住民票コードの変更は、無作為に抽出するため、ご希望の番号を選択することはできません。
2. 住民票コードの変更請求は、本人のみ行うことができます。ただし、変更請求者が15歳未満もしくは成年被後見人の場合は、法定代理人が行ってください。
3. 法定代理人による請求の場合、戸籍謄本等の提示により、その資格を確認させていただきます。(※法定代理人の本籍地が狭山市の場合は提示する必要はありません。)
4. この請求書は必ず変更請求者又は法定代理人が記入してください。
5. 住民基本台帳カードを交付されている方が、住民票コードの変更を行うとカードが失効されます。速やかに、返納してください。また、改めて住民基本台帳カードが必要な方は、再度、カードの交付申請をしてください。

住民票コード変更請求書

(宛先) 狭山市長

※太枠内を記入してください。

令和 年 月 日

変更前 住民票コード																			
変更請求者	住所	狭山市																	
	氏名	Ⓜ																	
法定代理人	住所																		
	氏名	Ⓜ																	
連絡先	()																		

申請者 確認書類	1. 免許証 2. 保険証 3. その他 () 4. 照会書 (発送: 令和 年 月 日)
-------------	---

回答書持参日	令和 年 月 日
--------	----------

カード回収状況	<input type="checkbox"/> 回収 <input type="checkbox"/> 未回収
---------	--

※裏面の注意事項をお読みください。

受付	CS入力

(注意事項)

1. 住民票コードの変更は、無作為に抽出するため、ご希望の番号を選択することはできません。
2. 住民票コードの変更請求は、本人のみ行うことができます。ただし、変更請求者が15歳未満もしくは成年被後見人の場合は、法定代理人が行ってください。
3. 法定代理人による請求の場合、戸籍謄本等の提示により、その資格を確認させていただきます。(※法定代理人の本籍地が狭山市の場合は提示する必要はありません。)
4. この請求書は必ず変更請求者又は法定代理人が記入してください。
5. 住民基本台帳カードを交付されている方が、住民票コードの変更を行うとカードが失効されます。速やかに、返納してください。また、改めて住民基本台帳カードが必要な方は、再度、カードの交付申請をしてください。